

令和 7 年 9 月定例会

議 案 説 明 資 料 予算に関する説明書

(令和 7 年度 9 月補正予算等関係)

危 機 管 理 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和 7 年 9 月定例会議案説明資料目次

危機管理部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第 1 号	令和 7 年度鳥取県一般会計補正予算 (第 5 号)		
	1 補正予算説明資料	消 防 防 災 課	3
	2 債務負担行為に関する調書		4

【予算関係以外】

(議 案)

議案番号	件名	課名等	頁
第 1 1 号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	消 防 防 災 課	5

令和7年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費
6 項 防災費
1 目 防災総務費

消防防災課（内線：7062）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「債務負担行為」ぼうさいこくたい2026in鳥取開催事業費	0	〔債務負担行為 30,000〕 0	〔債務負担行為 30,000〕 0				〔債務負担行為 30,000〕	
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：789千円（0.1人）、計：789千円（0.1人）							

1 事業の目的、概要

「ぼうさいこくたい」を鳥取県中部地震から10年の節目の令和8年に鳥取県で開催することにより、本県の先駆的な取組を全国に発信・共有するとともに、他都道府県の実践的で持続的な取組等を学び、県内の地域やボランティア団体のつながりを深める機会とし、本県の防災力の向上につなげていく。

<ぼうさいこくたい（防災国民推進大会）>

国民の防災意識向上のため、内閣府等が平成28年度から毎年開催しており、産学官民の関係者が日頃から行っている防災活動を発表し、交流する日本最大級の防災イベント。

ぼうさいこくたいの目指すものとしては、「国民の防災意識の向上、様々な防災活動への理解促進」「防災活動に取り組む各界各層の連携の促進」「ぼうさいこくたい開催を契機とした防災活動の活性化、各地域の防災力の向上」の3つが挙げられている。

2 主な事業内容

◆ぼうさいこくたい2026in鳥取開催概要

期間：令和8年10月17日（土）、18日（日）

場所：エスパック未来中心、鳥取県立美術館 ほか

来場者数見込：10,000人

開催内容：セッション、ワークショップ、ブース、パネル展示 等

内容	予算額
ぼうさいこくたい2026in鳥取と併催する県イベント等 ・防災関連イベントの実施（防災フェスタの併催、県内災害関連施設の見学ツアー等） ・県PRイベントの実施（県産品の展示・販売） 等	30,000

※ぼうさいこくたいの開催に係る経費（会場代、設備・備品等に係る経費）は内閣府が負担

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
ぼうさいこくたい2026 in鳥取開催事業費	消防防災課	千円 30,000		千円	令和8年度	千円 30,000	千円	千円	千円	千円 30,000	

条例名等	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
提出理由及び概要	1 提出理由 法律上県の義務に属する消防防災ヘリコプターの活動中の事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。 2 概要 （1）和解の相手方 A 米子市 個人 B 米子市 個人 C 米子市 個人 D 米子市 個人 E 米子市 個人 F 米子市 個人 G 米子市 個人 H 米子市 個人 I 米子市 個人 J 倉吉市 個人 K 日野郡日南町 個人 L 島根県安来市 個人 M 米子市 個人 N 倉吉市 個人 O 境港市 個人 P 東伯郡琴浦町 個人 （2）和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金198,055円をAに、117,205円をBに、231,583円をCに、208,406円をDに、133,320円をEに、153,252円をFに、149,842円をGに、141,405円をHに、339,355円をIに、155,530円をJに、256,916円をKに、273,240円をLにそれぞれ支払うものとする。また、M、N、O及びPは、損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わないものとする。 （3）事故の概要 ア 事故の発生年月日 令和6年10月31日 イ 事故の発生場所 米子市流通町1350番地 鳥取県消防学校敷地内 ウ 事故の状況 本県からの応援要請に基づき出動した島根県所有の消防防災ヘリコプターが、水難救助事案の活動中、本県が設置した表示に従い飛行場外離着陸場に離着陸した際、回転翼によって生じた風により小石等が舞い上がり、隣接の駐車場に和解の相手方がそれぞれ駐車していた普通乗用自動車3台、小型乗用自動車4台、軽乗用自動車8台及び軽貨物自動車1台に衝突し、それぞれの車両が破損したものである。